

古川税住第 295 号
平成 28 年 10 月 26 日

給与支払者様

和歌山県
古座川町

個人住民税の特別徴収義務に関するお知らせ

日頃は、税務行政の推進に御理解、御協力を賜り、ありがとうございます。

さて、所得税の源泉徴収義務者である給与支払者には、法令により、従業員の個人住民税についても給与から天引きし、従業員が在住する各市町村へ納入する（これを「特別徴収」と言います。）義務が課されています。

そこで、和歌山県内のすべての市町村と県では、すべての事業者の方にこの特別徴収を行っていただくための取組を推進しています。

このたび、古座川町では、原則として、所得税の源泉徴収義務のあるすべての事業者を対象に、平成 30 年度から特別徴収義務者として指定させていただきますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

なお、以下の a～d に該当する給与所得者（従業員）は特別徴収の対象となりませんので、該当する方がおられる場合は、給与支払報告書提出時に「普通徴収切替理由書兼仕切紙」を添付のうえ、給与支払報告書個人別明細書摘要欄に a～d の記載をお願いいたします。

また、既に特別徴収義務者として特別徴収を実施されている場合でも、以下の a～d の要件に該当しない給与所得者（従業員）がおられる場合は、特別徴収で納付していただくこととなりますので、御了承ください。

【普通徴収で納付いただける方】

- a 退職された方又は給与支払報告書を提出した年の 5 月末日までに退職予定の方
- b 給与支給額が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない方
- c 給与の支払が不定期（毎月支給されていない）な方
- d 他から支給される給与から特別徴収されている方（乙欄該当者）

特別徴収の推進の取組や特別徴収に係る事務手続きなどで、ご不明な点等がございましたら、お手数ですが、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

<お問い合わせ先>
古座川町税務住民課町県民税係
電話：0735-72-0180

